

閉鎖の措置について

1. 崩壊防止工

処分槽は地下方式であるため崩壊するおそれはありません。

2. 場内整備状況

最終覆土を完了しています。

3. 公共水域及び地下水の汚染防止措置

当処分場は、浸出液が無く地下水を汚染する可能性は極めて低いことから地下水分析検査項目・頻度を最小限にたく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（昭和 52・3・14 総・厚令 1）」に基づいた分析項目・頻度で検査を行います。

4. 火災発生防止措置

処分場内の除草を定期的に行います。

以 上

閉鎖後の地下水分析項目・頻度について

分 析 項 目		実 施 頻 度
1	鉛及びその化合物	1回／年
2	砒素及びその化合物	1回／年
3	電気伝導率	1回／月